

## 斑鳩町立幼稚園預かり保育について

日ごろより斑鳩町教育行政並びに幼稚園運営にご理解、ご協力をたまわりお礼申し上げます。  
さて本町では幼児の健やかな育成と保護者への子育て支援を目的として、次の内容で預かり保育を実施しております。

### ■実施日■

- ・月曜日から金曜日（祝日、創立記念日は実施しません）

### ■実施時間■

- ・通常保育日は、保育時間終了から午後5時30分まで
- ・夏休み、冬休み、春休みの長期休業中は、午前8時30分から午後5時30分まで

### ■預かり保育利用料■

- ・園児1人つき日額300円

### ■預かり保育の利用対象園児と利用定員■

- ①通常保育時間終了後、保護者様が仕事や病気などの事情によりご家庭内での保育が困難な世帯  
→申請によりお子さまの預かり保育利用料が無償化の対象となります場合があります。
  - ②通常保育時間終了後、保護者様が私的な理由により一時的にご家庭内での保育が困難な世帯  
→お子さまの預かり保育利用料は無償化の対象とはなりません。
- ・①の場合の利用定員は各園40名、②の場合の利用定員は各園20名です。

### ■預かり保育利用の手続き■

#### 【共通事項】

- ・別紙の「**作成、提出いただく書類は、次のフロー図にて確認ください**」を必ずご覧のうえ、世帯に応じた書類を作成、提出してください。

#### 【利用料の減免】

- ・次表の「減免対象となる世帯」は、預かり保育利用料の減免を受けることができます。

減免対象となる世帯	減免後の利用料
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	日額150円
多子世帯	来年の4月以降において、小学3年生以下の兄、姉から数えて2人目の園児は日額150円、3人目以降の園児は0円

「減免対象となる世帯」に該当する場合は、「**斑鳩町立幼稚園預かり保育利用料減免申請書**」に必要事項を記載し、**幼稚園または教育委員会事務局総務課へ提出**してください。なお、減免認定はその年度内に限り有効となります。次年度以降も継続して減免を希望される場合には、年度ごとに申請書の提出が必要となります。

### 【利用料の無償化】

- ・保護者様が次表の「保育の必要性の基準」のいずれかに該当する場合は、預かり保育利用料が幼児教育無償化の対象となります。

保育の必要性の基準	保育認定基準確認書類
①1ヶ月に48時間以上労働している	就労証明書(所定の様式にて勤務先で作成してください)
②妊娠中、または出産後間もない	母子手帳、出産証明書の写し
③疾病、負傷し、または精神、身体に障害がある	医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の写し
④同居、または長期入院等している親族の常時介護、看護をしている	医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の写し
⑤震災、風水害、火災等災害による復旧にあたっている	罹災証明書の写し
⑥起業を含む求職活動を継続している	求職活動申立書、求職活動支援機関等利用証明書の写し
⑦職業訓練校の訓練を含む就学している(自動車教習所、在宅学習は除く)	在学証明書の写し
⑧児童虐待を行う、行う恐れがある、またはDVを受けている	こども家庭相談センター等から意見書
⑨育児休業を取得するにあたり、他の子どもが既に当該保育施設を利用しており、引き続き保育施設の利用が必要と認められる(原則、休業期間が1年未満)	就労証明書(所定の様式にて勤務先で作成してください)、育児休業期間が記載されているもの
⑩①～⑨に類する状態にあると認められる	教育委員会が指示する書類

「保育の必要性の基準」のいずれかに該当する場合は、「**子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書**」と「**この申請書に記載のマイナンバーが確認できる書類**」にあわせて、該当する「保育の必要性の基準」の右欄に記載の「**保育認定基準確認書類**」(例:「①1ヶ月に48時間以上労働している」に該当する場合は「就労証明書」)を**幼稚園または教育委員会事務局総務課へ提出**してください。

### 【利用の申込み】

- ・「**斑鳩町立幼稚園預かり保育利用申請書**」に必要事項を記載し、**幼稚園へ提出**してください。なお、この利用申請書は「利用する月」ごとに提出が必要ですので、**利用する月の前月の20日まで**(例:5月利用の場合は4月20日まで)に幼稚園へ提出してください。

### ■その他■

- ・【**利用料の減免**】、【**利用料の無償化**】につきましては、利用年度内にて、次の例示のような世帯の状況、保育の必要性の基準に変更があった場合は、速やかに幼稚園または教育委員会事務局総務課に申し出て、必要な手続きを行ってください。

例①:生活保護世帯のため預かり保育利用料の減免を受けていたが、生活保護が解除された。

例②:保護者の労働を理由に預かり保育利用の無償化を適用していたが、いずれかの保護者が退職し、園児の保育が可能となった。

- ・預かり保育利用に関する各種「申請書」、「就労証明書」は斑鳩町役場のHPにてダウンロードすることができます。
- ・本書の内容についてご不明な点、ご質問などがございましたら、斑鳩町教育委員会事務局総務課担当までお問い合わせください。

担当  
斑鳩町教育委員会事務局総務課 学校教育係  
☎0745-74-1001 (内線 234、235)